

【重要】 6月21日以降の課外活動の取り扱いについて（6/18）

- 十分な感染症対策が講じられると判断できる活動は認めます。所管窓口にご相談ください。
- クラスタ発生リスクの高い活動は禁止します。
- 自主開催行事や学外団体との交流は認めません。

※ 詳細については、別紙を参照してください。



関西大学学生センター

社会性・人間力を培う課外活動を応援しています

課外活動（体育会）に参加される学生の皆様へ

スポーツ振興グループ

6月21日（月）以降の課外活動（体育会）の取り扱いについて【活動段階Ⅱ】（6月19日更新）

6月21日（月）以降の課外活動（体育会）の取り扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に対する事業活動等の基準」に基づき、感染症対策を講じつつ、下記のとおりとします。活動については、**屋外50名、屋内30名**を最大活動人数とします。

なお、**学外団体との練習試合や合同練習、合宿及び集客を伴う行事については認めません**。基本的な感染症対策を講じることはもちろんのこと、特に食事会や懇親会には参加しないようにしてください。

不明な点等があれば、個別に対応しますのでスポーツ振興グループに相談するようにしてください。

高槻キャンパス、堺キャンパス、高槻ミューズキャンパスにおける課外活動については、各キャンパス独自の取り扱いを設けていますので、各キャンパスの体育施設を使用する場合は、所管窓口にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、日々更新されることから、本学の対応も状況に応じて変化します。課外活動に関する今後の対応については、インフォメーションシステム等で最新情報を発信しますので、適宜確認するようにしてください。

記

【活動段階Ⅰ～Ⅲにおける活動の目安】



※活動段階ごとの具体的な取り扱い、段階を移行するタイミングについては、対策本部会議と協議の上、適宜判断する。

※不明な点等があれば、個別に対応しますのでスポーツ振興グループに相談すること。

1 活動段階Ⅱの取り扱いについて

(1)対象期間 6月21日(月)～

活動場所	対象施設	活動時間	許可する活動
千里山キャンパス (屋内施設)	中央体育館 東体育館 養心館専用施設 凱風館専用施設 千秀館道場	【月～土】 7：00～21：00 【日・祝】 7：00～20：00 ※中央体育館・東体育館は9：00～17：00	<ul style="list-style-type: none"> ・1クラブ30名以内で活動すること。 ・1人及び1回あたりの時間制限は設けないが必要最低限の活動時間とすること。 ・感染症対策を講じた上で活動すること。
	100周年記念会館プール	9：00～21：00	
千里山キャンパス (屋外施設)	中央グラウンド 北広場 屋内練習場 空中テニスコート ソフトテニス場 KBF 弓道場	【月～土】 7：00～21：00 (一部施設の照明は20：00まで) 【日・祝】 7：00～20：00	<ul style="list-style-type: none"> ・1クラブ50名以内で使用すること。 ・1人及び1回あたりの時間制限は設けないが必要最低限の活動時間とすること。 ・感染症対策を講じた上で活動すること。
千里山キャンパス (その他施設)	部室 更衣室(シャワー室含む) ミーティングルーム	/	<ul style="list-style-type: none"> ・部室は更衣のみとし(マネージャーによる事務作業除く)、更衣室も使用可とする。ただし、「マスク着用」「会話禁止」「短時間」「換気」を徹底のうえ使用すること。 ・ミーティングはオンラインで実施し、ミーティングルームの使用は控えること。

注1) 部室の鍵の取り扱いについて

早朝練習(7：00～9：00)を希望するクラブは、「鍵の受取許可願」をスポーツ振興グループに提出すること(「体育会マネージャー必携」参照)。また、活動終了時には必ず施錠し、閉館時刻までに返却すること。**【体育施設の閉館時刻<月～土曜日(祝日授業日含む)>⇒22：00 日曜・祝日⇒20：00>】**

注2) 学外施設を使用する場合は、当該施設のガイドラインを厳守し、十分な感染症対策を講じること。

【備考】

- ・**学外団体との練習試合や合同練習、合宿及び集客を伴う自主開催行事については不可とする。**連盟主催の公式戦に伴い宿泊が必要な場合は、別途スポーツ振興グループに相談すること。
- ・接触を伴う活動及び大きな声を伴う活動は、関係団体等が作成している感染症対策拡大予防ガイドラインを順守のうえ、十分な感染症対策を講じること。
- ・日・祝の活動は、可能な限り指導者が帯同すること。帯同できない場合は、緊急時等、常に連絡をとれる体制を整えておくこと。
- ・感染者が課外活動をしていた場合、保健所による濃厚接触者特定範囲の調査が完了するまで、当該団体の活動を停止する。ただし、保健所による濃厚接触者特定範囲の調査の段階で明らかに濃厚接触者に該当しない者に限定して、所管保健所と協議の上、活動を認める場合がある。
- ・施設使用上のルール及び下記「2 活動段階Ⅱにおける順守事項について」を順守しない団体があった場合は、当該団体の活動を停止する。

2 活動段階Ⅱにおける順守事項について

(1) 活動条件

- ・各都道府県の指示や利用する施設・大学の要請を順守すること。
- ・部内で感染者又は濃厚接触者が出た場合は、速やかに所管窓口へ報告すること。

ア 体調管理の徹底

- ・毎日自宅で体温計測を実施すること。
- ・軽度であっても発熱・咳・倦怠感・鼻水・咽頭痛・体調不良者は活動に参加しないこと。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を登録すること。

イ 衛生管理の徹底

- ・活動中のみならず、キャンパス内の移動及び公共交通機関利用の際もマスクを着用すること。
ただし、マスク着用下での活動は、酸素不足や熱中症のリスクもあるため、屋外での活動で十分な距離が確保される時や、屋内でもマスク着用のため息苦しくなるなどあれば、十分な対人距離を確保した上でマスクを外し呼吸するなど臨機応変な対応を行うこと。
- ・部室、更衣室においてもマスクを着用し会話は控えること。
- ・咳エチケット、手洗い、うがい、アルコール消毒の徹底
- ・施設入館時の手指の消毒
- ・備品の貸与については、使用団体に消毒を行うこと。

ウ 室内環境の管理 ※キャンパス外施設を利用する場合は、当該施設管理者の定めたルールに従うこと。

- ・室内換気の徹底
 - ①換気扇が設置されている施設については、常時換気扇を稼働させておくこと。
 - ②常時、扉・窓を開放させておくこと。
(楽器を演奏する活動の場合に限り、演奏中は扉・窓を閉めることとするが、必ず30分に1回10分以上の換気を行うこと)
- ・施設使用後、換気を行った上で使用備品及び汗や飛沫が付着した場所の消毒を徹底すること。
- ・活動中に発生したゴミは、人が触れないように必ずビニール袋等で封をして処理をすること。

エ その他の留意事項

- ・3密（密閉・密集・密接）回避を徹底すること。
- ・対人距離（少なくとも1m以上）を確保すること。また、強度の高い活動においては必然的に呼吸が激しくなるため、より一層の身体的距離を確保すること。
- ・ミーティングについては、可能な限りオンラインで実施すること。
- ・関係団体、連盟、協会等が新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインを作成している場合は、当該ガイドラインにも従い活動すること。
- ・課外活動前後の食事会については、少人数であっても行わないこと。
- ・部室及び共用施設で軽食を含む食事等の喫食（お菓子を含む）は厳禁とする。なお、熱中症対策のための水分補給は必要に応じて行うこと。ただし、ボトルの回し飲みは行わないこと。
- ・人数の多寡及び酒類の提供の有無にかかわらず懇親会の場、深夜におよぶ飲食の場（自宅・下宿も含む）に参加しないこと。また、夜間の繁華街へ出歩く行動は慎むこと。
- ・課外活動への参加の強要又は不参加に伴う不利益な取り扱いをしないこと。
- ・新型コロナウイルス感染者が日常的に発生している地域より帰阪した者は活動参加を自粛するなど、感染拡大防止に努めること。

(2) 必要な手続き

- ・事業届の提出
学内外問わず、活動する際は必ず事業届をスポーツ振興グループに提出すること。